

JALUX グループ行動指針

この指針は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、持続可能な社会の発展を担うにあたり、JALUX グループが実践するガイドラインを示すものです。

「幸せづくりのパートナー」の企業理念に基づき、良き企業市民として、その社会的責任を認識し、高い倫理観をもって、常に社会とお客様にご満足いただける商品・サービスを提供し、広く社会に貢献しうる企業グループを目指します。私たちは、こうした理念のもと、以下の指針に則って行動します。

1. 法令等の遵守

- ・ 国の内外を問わず、関係法令、国際ルールを遵守するとともに、より高い企業倫理と社会的良識をもって誠実な行動をとります。

2. 安全な商品・サービスの提供及び適正な取引

- ・ 社会的に有用な商品・サービスを安全性に充分配慮して開発、提供し、お客様及び取引先の信頼獲得に努めます。
- ・ 独占禁止法等の関係法規を遵守し、公正、透明、自由な競争原理に基づいた適正な取引を行います。
- ・ 競業他社や取引先のために働き、また、自己の利益のために会社と取引するなど、会社の利益に反する行為は行いません。

3. 貿易に関する国際的な取決めの遵守

- ・ 貿易に関する各種条約・各国諸法令等を遵守し、適切な輸出手続きを行います。
- ・ 安全保障貿易取引については、法令遵守はもとより、世界の平和と安全維持のため国際的な配慮をも勘案して、慎重に取引を行います。

4. 取引先等との公正かつ透明な関係

- ・ 取引先に対しては、常に誠実で公正な対応を心掛け、強固なパートナーシップを樹立・維持することにより、お互いの健全かつ永続的な発展に努めます。
- ・ 不当な利益などの取得を目的とする贈答・接待を行いません。
- ・ 国の内外を問わず、公務員又はこれに準ずる関係先との取引においては、関連する法令等を遵守し、健全かつ正常で透明な関係を維持します。
- ・ 政治家または政治団体その他各種団体等に対し、法令、会社規程に反した不適正な献金、寄付等を行いません。

5. 情報の開示及び管理

- ・ 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- ・ 会社の秘密情報、個人情報及び顧客情報を厳重に保護・管理するための責任体制を確立します。
- ・ 他社（他者）の秘密情報の不正な取得・使用や知的財産権侵害に該当する行為は行いません。
- ・ 株式等の不公正取引（インサイダー取引）は行いません。

6. 人権の尊重

- ・ 人権を尊重し、あらゆる差別・ハラスメントを行いません。
- ・ ワークライフバランスを推進すると共に、多様な人材の雇用および待遇の機会均等を図ります。

7. 反社会的勢力の遮断

- ・ 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な問題解決を図ることなく、毅然とした態度で対応します。
- ・ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

8. 社会と環境への寄与

- ・ 「良き企業市民」として、積極的に社会活動に参加し、社会の発展に貢献します。
- ・ 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の文化や慣習を尊重することはもちろん、現地の発展に貢献する経営を行います。
- ・ 地球環境のために、生物多様性の保全と低炭素化に取り組み、持続可能な循環型社会づくりに貢献します。

9. 適正な会計の処理と報告

- ・ 会計に関する法令・基準等を遵守し、適正に会計処理を行います。
- ・ 会計報告は正確性及び透明性を常に確保し、適時・適切に行います。

10. 周知徹底・率先垂範

- ・ JALUX グループの経営者は、社員の人格、個性を尊重するとともに、自由闊達で創造性の発揮できる企業風土を醸成します。また、この指針の精神の実現に努め、周知徹底を図るとともに、自ら率先垂範して実効ある社内体制の整備を行います。万一、この指針に反するような事態が発生した場合には、経営者自らが問題解決にあたり、原因究明・再発防止に努めます。

附則

1. この指針の適用範囲

- この指針は、役員、社員はもちろんのこと、嘱託、派遣社員、出向社員等、JALUX グループ（海外現地法人、駐在員事務所を含む）で働く全ての方に適用します。

2. この指針の改廃

- この指針の改廃は、取締役会にて審議、決定するものとします。なお、海外現地法人、駐在員事務所においては、この指針の趣旨を踏まえ、当該国・地域の法制等に基づき、必要に応じ独自に細則を制定するものとします。

3. 問い合せ・報告窓口

- この指針の内容や解釈について疑義を生じた場合の問い合わせ窓口は、法務・リスク管理部とします。
- この指針に違反した行為又は違反するおそれのある行為が行われていることを知った場合、速やかに上司又は法務・リスク管理部長に報告します。
- 会社は報告者及び事実調査に協力した役社員に対し、報告したという事実により不利益を被ることのないよう最善の注意を払います。

4. 罰則

- この指針に違反する行為をした者やその監督責任者及びこの指針の違反を放置した者については、その内容・程度によって、就業規則その他の社内規程に基づき処分するものとします。

以上